

八王子市長 初宿和夫様

2025年11月14日

2026年度 予算要望書

私たち八王子・生活者ネットワークは、暮らしの中の身近な問題を解決するために大勢の市民の声を集めて政策をつくり、八王子を「生活のまち・暮らしやすいまち」にするために活動しています。市民の多くの方から「ひとつこと提案アンケート」を集め、2026年度予算要望に反映しました。

ぜひ市民の切実な思いを 2026 年度の八王子市の予算に反映されるようお願いいたします。尚、諸事ご多忙とは存じますが、この要望書に対するご回答は、文書によりお願いいたします。

八王子・生活者ネットワーク
代表 鳴海有理

(連絡先)
八王子・生活者ネットワーク
〒192-0066 八王子市本町 3-4 TRY ビル 3 階
TEL:042-623-8802 FAX:042-627-4507
E-mail:hachiouji-net@nifty.com

1 高齢者福祉

(1) 介護サービスの利用者は今後も増加することが見込まれ、事業所の人材確保対策は喫緊の課題である。従事者の業務負担が深刻化していることやケアマネージャーのシャドーワークの増加など、事業所は多くの課題を抱えている。基礎自治体として介護現場の実態や高齢者のおかれている状況を的確に把握し、国に対して待遇改善や報酬体系の抜本的な見直しを求めていくとともに、市として有効な施策を積極的に講じること。

(2) 通院や買い物など日常生活で移動に困難を抱える市民は多く、住民主体の移動支援や福祉有償運送は重要な役割を果たしているが、担い手の高齢化や確保などの課題があり、近年では撤退する団体も出てきている状況である。地域住民の生活に欠かせない移動支援を担う団体が地域の中で安定し、持続的な運営ができるように検討すること。

(3) バス停や駅前などにベンチを設置してほしいと市民からの要望が寄せられている。地域にベンチを求める声を集め、市からバス会社に要望すること。また、バス会社に対し、設置費用の補助をするなどして、ベンチの設置を後押しすること。

2 障がい者福祉

(1) 現在、市では強度行動障がいのある方や重度障がい者に対応できる施設を優先的に整備する体制が進められていることと認識している。特に、強度行動障がいのある方は集団での生活が難しい場合もあり、家族のケアが中心になるケースが多い。当事者が社会参画できる機会を増やすための人材確保や更なる施策の推進、また、休息を必要としている家族がレスパイトできるような体制整備をすすめること。

(2) 障がい児を育てる家庭においては日常生活に係る費用負担が非常に大きく、保護者の所得により支援が線引きされることは望ましくない。市による障がい児支援施策に所得制限を設けないこと。また、国や都の各種手当についても所得制限を設けずに給付されるよう、強く働きかけること。

(3) 地域生活支援拠点事業を通じて、重度知的障がい当事者とその家族のニーズを把握すること。同事業の支援を受けた後の受け皿となる入居施設・通所施設が不足している現状から、重度知的障がい者のニーズに適切に対応できる施設の開設支援に努めること。家族間でのケアに限界があることを認識し、施設が充足していない間、代替となる施策(ヘルパーの派遣など)を充実させること。

3 子ども・教育

(1) 『【初等教育のタブレットの使用について】

小学校一年生は、ひらがな・カタカナ・漢字と学習する内容が多い学年です。それと同時に入学してすぐタブレットを使います。

筆順・筆圧・使う指は親指・小指も…。その姿勢。ポイントを増やしたいため、簡単な計算だけを繰り返す。教師が忙しい時は子守り代わり…。2年生からは、外部から先生を招きプログラミング。それを覚えた子たちは、ゲームを作りに時間を割く。授業に関係ない画面を見る習慣は中学生になっても続きます。学力低下は当然です。子どもの教育にとって大切なことは何か！今おかれている現実はこれでよいのか！よく見てよく考えてほしい。

せめて、ローマ字を習ってからでも遅くない。基礎力をしっかりとつけることが人としても社会を築いていくうえで大切なことです。

タブレットの使用学年を引き上げることを提案します。』

→という提案が、学校サポート歴の長い方から寄せられました。生活者ネットワークとしても、タブレット使用は小学校中学年からが適切と考えています。一人一台端末の使用開始時期等について、現場や保護者の声を聞き、検討すること。

4 保健・医療・健康

(1) マイナ保険証で医療情報等の管理がしやすいという、情報を管理する側の利点は理解できる。しかし、特に高齢の方など、様々な番号の管理(正しく記憶して使いこなす等)をしてセキュリティに気を使いながら保持していく負担という、マイナ保険証を利用する側の事情も考えていかなくてはならない。現実的にどちらが安心できるかという選択を市民一人ひとりができるだけではなく、配慮が必要な人を支援する者等が積極的に「資格確認証」を持つ安心感を周知し、働きかけることなどを、高齢者福祉計画等に反映させること。

(2) 難病の医療費助成の更新手続きについては、保健所の保健対策課と本庁の健康医療政策課窓口で申請受付が行われているが、申請者は身体が不自由な方も多く、申請窓口に出向くのが困難な方がたくさん居る。市域が広い本市において、市内の他の事業所等でも申請ができるようにすること。

(3) 香害によって健康被害を訴える人のなかには、症状の軽い人もいれば、重い人もいる。香料製品にばく露してしまうため公共の場所には出かけられないなど、日常的な行動が制限される現状がある。また、今は健康被害が出ていなくても、たとえごく少量であっても香料製品のばく露によって香害被害者になる可能性がある。

香害被害者が声を上げなくても安心して公共施設が使えるように、市職員や教職員に対して、香料を含む製品の使用を自粛するよう求めること。また、香料を含む製品の使用自粛の取り組みを市民に知らせること。

5 市民サービス

(1) 高齢者のボランティア参加を促す、「ゆめおりすたんぶ帳」の配布を今年度いっぱいで終了してくぼのポイントに移行することだが、くぼへの移行に伴い社会参加全般についてポイントを付与する運用に拡充したと承知をしている。くぼの高齢者サロン等社会参加のポイントに関して、運営に関わる人と一般参加者のポイントが現在一律となっているが、差を付けるなどして主体的にかかわる市民の後押しをすること。

また、来年度以降、スマホをもたない等の理由で従来の「ゆめおりすたんぶ帳」を必要とする人にはその希望に応じること。

6 環境

(1) 2025年7月10日に発生した東京工科大学におけるPFOS漏出事故を受け、事故が起きた同様の消火設備を持つ市内107箇所の企業・施設について、PFOS含有泡消火剤を使用しているかの確認を早急に行うこと。各企業・施設に対しPFOS含有消火剤から代替品に交換するための都補助事業の周知を行い、市として積極的に代替品への交換を働きかけること。

(2) 自然が豊かであることは本市の一つの大きな魅力である。一方で、樹木や森林の管理は課題でもあると感じている。見回りを含め、市がすべての樹木を管理することは難しく、特に街路樹等については地域住民の声や情報が欠かせない。危険性の高いと思われる樹木や、交通に支障をきたす樹木があれば、市へ早期に連絡することが必要であることを知らない市民も多いため、より周知を行うこと。

7 人権

(1) 市では東京都パートナーシップ宣誓制度を活用しているが、基礎自治体で独自制度を設けることで、より使いやすいものになる。都内複数自治体でも独自制度導入が広がり、都の制度と連携しながら、子どもも含むファミリーシップ制度や活用できる行政サービスを拡大させなど、より充実してきている。八王子市でも独自制度導入について検討をすすめること。

(2) 困難を抱える女性を支援するための法律が施行され、男女共同参画事業において包括的な相談・支援の取り組みがはじまったが、まだ男女共同参画課の事業にとどまっている。庁内横断的に理解を深めるよう、研修などを実施し、早期発見にむけた全庁的な体制を構築すること。

(2) - ② 東京都の女性相談支援センターの一時保護所はスマホが使えないなど制約が多く一時保護所を利用できない人が多くいる。DVなどから逃れていて危険性が高い人ではなく、居所を秘匿する必要のない人のための一時保護所として、サテライト型のゆるやかな一時保護所の開設を東京都に要望すること。神奈川県では女性のための新たな自立支援施設として「わたしのお家(うち)」をすでに開設している。

(3) 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。

当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。

① 生活に困窮された方にとって、最後の砦として生活保護の申請窓口に行くことはとてもハードルが高く、不安が伴うことである。申請に行く一歩手前で「生活保護は権利である」ということを目にすることが当事者にとっても重要である。申請者が安心して窓口で声をかけられるよう、庁舎内や窓口に「生活保護は権利である」ということを示すポスターを掲示すること。

② 住居のない方の保護申請において、面談の結果、単身生活が可能かどうか判断するために無料低額宿泊所を案内するのではなく、単独で居宅生活ができないと判断した場合のみ施設を案内し、厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように「原則居宅保護」を徹底すること。

③ 住居のない方の保護申請において、手持ち金の範囲で賃貸契約をした後に生活保護申請をするよう助言することもあることだが、そのことにより住居がないと生活保護が受けられないという誤解を招き、貧困ビジネスに引っかかる事例も増えている。家がなくてもまずは生活保護の申請を優先させること。

④ 東京都の保護施設は無料低額宿泊所より支援が充実している。施設を利用する必要がある場合は東京都の保護施設である更生施設や宿所提供的施設などを無料低額宿泊所より優先して案内すること。

⑤ アパートも保護施設も入居までに時間がかかる。市営住宅などの空き室を利用し、入居まで一時的に滞在できる部屋を確保すること。

やむを得ず無料低額宿泊所を利用する場合は入居までの一時的な期間として契約すること。

⑥ 居所のない人が生活保護を受けてアパートを探す際や無料低額宿泊所からアパートに移る際のアパート探しのサポートとして、居住支援法人の必要性が高まっているが、市内には居住支援法人はなく、充分とはいえない。市として、居住支援法人の立ち上げ支援を行うこと。

また、八王子市を対象エリアとしている居住支援法人は八王子市の事業者でないからなのか居住支援協力店の登録リストには掲載されていない。アパート探しに苦労している人にその存在がわかるようリストに掲載すること。

⑦ 憲法 25 条の生存権を保障するために生活保護制度がある。まず当事者の気持ちを考え、その人にとってより良い生活が営めるようにするためのケースワークができるよう、ケースワーカーを増員し、スキルアップ研修を増やすこと。

⑧ 生活保護受給者には家計管理がうまくいかず生活保護を受けていても困窮状況が改善されない人が多い。ニーズが高いため支援を受けられるまで長く待たされると聞いている。単なる金銭管理ではなく、自分で家計管理ができるようになるための継続的な支援を行えるよう、支援員を増やすなど家計改善支援事業の充実を図ること。

8 平和

(1) 令和8年(2026 年)10 月にオープンを予定している八王子駅南口集いの拠点の歴史・郷土ミュージアムでは、常設展示室のコーナー展示において、八王子空襲などの本市に関する戦災資料の展示を検討しているとのことだが、その中で八王子平和・原爆資料館の重要な資料の扱いについても検討すること。

(2) 八王子市内上空を米軍機が飛行しており、騒音、落下物への懸念がある。この状況に慣れることなく、国が米軍へ働きかけるよう、国、都等へ地域からの声を発信し続けること。

(3) 市内には浅川地下壕など多くの戦争遺跡が残っている。終戦 80 年を迎え、年月とともに劣化が進むことも懸念され、市内に残る戦争遺跡の保存や活用は大きな課題である。戦争遺跡については現在、国が調査中であり、結果が示されていないことだが、調査実態や現状を国に確認すること。

9 選挙

(1) 投票率向上へのとりくみ

① 市内投票所について、さらに投票しやすい環境が求められている。代筆者やスロープが充分であるか再度点検し環境改善に努めること。

② 地域の投票所よりも期日前投票所の方が交通の便がよく投票に行きやすいことが多い。投票日においても期日前投票を共通投票所として、多くの方が投票しやすい環境を整えること。

③ 10月26日神戸市選挙で実施された例のように、投票用紙を従来の「自書式」ではなく、高齢者や障害者が投票しやすい候補者名の欄に○印をつける「記号式」の導入するよう、制度改正について検討すること。

以上